

このコーナーでは、ACPFの活動紹介、実施した過去の行事、フォーラム内容の再録など、会員の皆様の参考となる情報を提供します。第1回は、2019年6月4日（火）に実施したACPFフォーラムにおける「日本は中世の刑事司法か?!」のご紹介です。

日本は中世の刑事司法か?!

第3回目です。カルロス・ゴーン被告人の主な主張を再び並べると、次のとおりです。

- (1) 有罪率 99.4%の日本の刑事裁判実務下では正当な裁判を受けられない。
- (2) 勾留期間が長く、否認だと保釈されない「人質司法」である。
- (3) 取調に弁護人立会がなく自白を強要された。
- (4) 正義から逃げたのではない、政治的迫害・日産の陰謀から逃れた。

このうち、第1回で(1)、第2回で(2)について述べましたが、今回は(3)についてです

1) 弁護人の取調べ立会権がない

これは事実ですし、実は、直接的・効果的な反論はできない状態です。西洋諸国では、弁護人の取調べ立会権があるのが当然で、基本的人権だという価値観の人に、いくら説明しても納得できないからです。逆の立場になると分かり易いのですが、例えば、東南アジアの国の中には「鞭打ち刑」があります。現代日本人にとっては人権侵害・人道的に問題となり、理解できず受け入れられることはないでしょう。彼らがいくらその効用を説明したとしても、納得できないのと同じです。

一つの論点で対立するときは、平行線・膠着状態になるのは民事の和解でもよくあります。その場合には別の論点と併せて、いわば土俵を広げて折り合う手法が必要になります。この場合で言えば、他の制度や実務運用を比較して、その全体の中で説明するしかありません。それでも最終的には納得せず、少しだけ分かってくれる程度でしょうが。

ここからは私の経験談に基づき、このように説明したらどうかというスタイルで説明していきます。



ACPF 副理事長・事務局長

山下 輝年

(公証人・渋谷公証役場)

a) 捜査側の法的武器の制約と取調べ

まず、日本では、伝統的に囮捜査・通信傍受・司法取引が認められてこず、通信傍受と司法取引が最近になって、しかも極めて限定的に認められたことをまず説明する必要があります。

これらの制度はアメリカでは普通に認められており、諸外国では司法取引を除いて大なり小なり認められています。司法取引の代表例はアメリカですが、囮捜査・通信傍受は諸外国で当然のように使われています。人は誰でも自分の国の法制度と実務を前提として議論するため、他国も同様であろうと考えがちです。訴追側にこのような法的手段（武器）がないと知らせることは、その前提を崩す効果があります。そして「それは何故か」「どうやって訴追しているのか」という疑問を持ってくれ、少なくとも当方の言うことを聞いてみようという姿勢になります。

日本的発想では、国家権力である訴追機関がこれらの手法を使うことは「卑怯・卑劣」という感覚があると説明すると、「その感覚は分かる」という反応になることもあれば、「法律で規定すれば良いではないか」と再質問されることもあります。後者に対しては、国民感情に反する規定を設けたところで機能するとは思えないと言うと、これまた一応納得する人と、更に質問を重ねる人がいます。私にとって最も印象的な反論は「これらの手法に反対する人こそ自白や供述の偏重を招くことに気づかないのか」というものでした。その理由を聞くと、彼は「囮捜査・通信傍受により客観証拠が得られる。だから供述が不要になるし、

重要ではなくなる」と説明したのです。

客観証拠を得る手法というのは新鮮でした。しかし現実問題として日本では卑怯・卑劣という感覚があって使えないのですが、その場合に訴追側としては、諦めるか取調べをするしかないという二者選択になります。すると日本の制度下における取調べの意義というか重要性が出てきます。

b) 検察官も取り調べること

問題は、取調べの在り方ですが、日本の刑事司法手続の実務では、検察官も取り調べることを説明する必要があります。諸外国では、取調べは警察しかしません。しかも諸外国の警察は、日本の警察とは異なり、法執行機関ではあるが、法律家であるわけでもなく、人権侵害の取調べをするものだという疑念が基本にあるようです。だから弁護人の立会いが極めて重要になるわけです。ところが日本では法律家である検察官も取り調べるので、警察の取調べも捜査もチェックできることになります。もちろん弁護人からすれば検察官も訴追官だからチェックにならないというでしょうが、あくまでも外国とは異なるという意味で大前提として必要な説明です。

c) 録音録画の実情

そして、現在では

- 被疑者は希望すれば弁護人といつでも接見できる
- 身柄事件の検察官取調べは録音録画している

のであり、違法・不適切な取調べがあればチェックできる制度と運用になっています。日本の弁護士や法律家からすれば、全件につき録音録画義務がないと反論するでしょうが、実務としては身柄事件の殆どは録音録画しているのが実情です。

諸外国、特に西洋諸国の制度とは異なる刑事司法制度の下で、種々の工夫とバランスを取りつつ対応していること、現時点では弁護人の立会権は認められていないが、それ以外は被疑者の人権に配慮した制度と運用であることを説明するのです。

もちろん以上の説明をしても納得するわけではないでしょうが、少しは理解してくれるのでは

ないかと思っています。

2) 自白の強要？

取調べの録音録画がなされている状況で、「自白の強要」がなされるはずがありません。自白を求めること、説得することが強要というのなら、それはもう用語の使い方の違い、受取り方の違いとしか言いようがありません。

「取調べの時間が長い」という批判もあります。これも諸外国との違いをまず説明する必要があります。諸外国では犯罪に関する直接的な質問しかしないので、15分程度で終わるようなものです。しかし日本では、伝統的に、身上経歴から始まり、被害者や共犯者との関係、知り合った経緯、現場にいた理由、犯行の動機、凶器の準備状況、犯行の内容、犯罪後の行動や証拠隠滅等の工作状況など、こと細かに聴取します。聴取した上で、裏付けが取れるか補充捜査をして供述の信用性を逐一確かめていきます。つまり「取調べ」という用語は一緒でも、その内容は他国と日本を比べると全く異なると言ってよいほどの差があります。

西洋諸国、例えばアメリカでは、犯罪事実（〇年〇月〇日、管轄区域内で、V氏をナイフで刺して殺した）を立証すればよいが、日本では、それに加えて、時刻と場所を具体的に特定するほか、これこれこういう経緯があって、これこれこういう理由で殺し、その後はこういう生活をしていましたというのをできる限り法廷で立証することを求められているのが普通なのです。

アメリカスタイルにすれば、取調べは不要になるでしょうが、それは日本の文化的特徴を捨てるのと同じぐらいの変革になるかと思います。

最後に、カルロス・ゴーン被告人については、取調べは録音録画され、否認のままです。少なくとも彼自身が「自白を強要された」と主張するのは、全く解せないのです。

(つづく)